

化学物質自主管理計画書

平成24年10月 制定

平成27年 4月 改定

平成30年 6月 改定

令和 3年 7月 改定

中国電力株式会社

中 電 病 院

1. 目的

この計画書は、当院におけるP R T R法の第一種指定化学物質（年間取扱量が1 t以上のものに限る。以下「化学物質」という。）の管理に係る措置を定めるものとする。

2. 化学物質の管理の方針

化学物質は、現代の社会生活に不可欠なものである一方、環境保全も社会生活の基盤であると基本的認識のもと、地域社会に貢献し、地域社会と共存する観点からその取扱いにおける環境への排出を極力削減するよう努める。

そのために、環境マネジメントシステムを着実に展開し、関係法令の遵守はもとより、化学物質の管理の改善を図るとともに、その管理状況について、地域住民の理解を深めるように努める。

3. 管理体制の整備

本計画書に基づく措置を確実かつ円滑に実施するため、化学物質管理統括者、化学物質管理責任者及び化学物質管理推進員を設置することとし、その構成員並びに責任及び権限を次表のとおり定める。

職名	構成員	主な責任及び権限
化学物質管理統括者	病院長	本計画書の推進を統括する。 本計画の推進にあたり、必要な資源等の措置を決定する。
化学物質管理責任者	事務局長	本計画書に基づく措置の実施に責任を負うとともに、化学物質管理推進員を指揮し、これらの措置を実施する権限を有する。
化学物質管理推進員	事務局課長 (総務)	各部署において本計画書に基づく措置を実施する。 本計画書に定めるものの他、化学物質管理責任者の指示による作業を行う。

4. 削減目標および削減目標を達成するための具体的措置

(1) 化学物質の環境への排出量等の削減目標を次表のとおり設定する。

物質名	用途	排出先	令和2年度 排出量 (kg)	排出量 (目標)		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度
メチルナフタレン	燃料	大気	18.0	令和2年度程度に抑制		

(2) 上記削減目標を達成するため、適正な管理・運用により取扱量の削減に努める。

5. 教育・訓練の実施

(1) 化学物質管理責任者は、化学物質を取り扱っている職場（含む委託先）に対し、化学物質の管理の改善に必要な教育・訓練を計画し、継続的に実施する。

(2) 教育・訓練の内容は、化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することの重要性を認識させたうえで、以下の事項について実施する。

- ア 本計画書の周知
- イ 関係法令の周知
- ウ 取り扱う有害化学物質に関する情報
- エ 事故発生時の応急措置
- オ その他化学物質の適正管理および住民の理解の増進を行ううえで必要な事項

6. 住民との相互理解

(1) 対応窓口

化学物質の管理活動に対する住民の理解を深めるための住民への情報の窓口を、事務局総務担当とする。

7. 事故対策

(1) 未然防止対策

① 設備等の点検

ア 化学物質管理推進員は、化学物質を取り扱う施設及び設備の点検を定期的実施する。

イ 化学物質管理推進員は、点検の結果異常が認められたときは、速やかに補修その他必要な措置を講じること。

(2) 事故発生時の緊急対策

① 化学物質管理責任者は、事故発生時の具体的な対応手順を定めた化学物質事故対策要領を定め、全従業員に周知する。

② 化学物質管理責任者は、事故発生時、当該要領に従い緊急対策を講じる。

(3) 事故に対する恒久対策

事故の緊急対策が完了した後は、事故の原因や緊急対策への対応状況を整理・評価し、必要な恒久対策を講じる（実施に長期間を要する場合は、措置計画を策定する。）とともに、化学物質管理責任者に報告する。

8. 情報の収集・整理等

(1) 化学物質の取扱量等の把握

① 化学物質管理推進員は、職場において取り扱う物質の成分及びその含有率の適切な把握に努めること。

② 化学物質管理推進員は、職場における次の事項を把握し、毎年4月に前年度分を取りまとめて化学物質管理責任者に報告すること。

ア P R T R法の第一種指定化学物質の製造量及び使用量並びに貯蔵・保管量

イ 化学物質を取り扱う施設及び設備の設置、運転等の状況

(2) 化学物質の性状等に関する情報の把握

化学物質管理推進員は、購入先から提供される情報、文献、データベース等を活用し、次の情報の収集に努めること。

① 自ら取り扱う化学物質の性状及び取扱いに関する情報

(3) 情報の活用

化学物質管理責任者及び化学物質管理推進員は、1及び2により把握、収集した情報を利用して、化学物質を取り扱う工程の作業手順の見直し、標準化その他必要な管理対策の実施に努める。

以 上